

英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コース 履修規程（抜粋）

第 6 章 資格取得

第 1 節 教職課程

（免許状の種類）

第 80 条 取得できる免許状の種類は、小学校教諭一種免許状とする。

（基礎資格および最低修得単位数）

第 81 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 8 に定める。

表 8 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること	
免許取得にかかる最低修得単位数		
免許法で規定する科目	免許法で定める単位数	本コースで定める単位数
教職に関する科目	41	44
教科に関する科目	8	18
教科又は教職に関する科目	10	2
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	

- 2 本コースで定める単位数欄のうち、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の免許法で定める単位数を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位数に充当する。

(履修方法)

第 82 条 教職に関する科目の履修方法は、表 9 および次の各号に定める。

表 9 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本コース開講科目	単位数	配当年次	備考
第 2 欄	教職の意義等に関する科目	教職概論 (小)	2	1	
第 3 欄	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論 (小)	2	1	
		教育心理学 (小)	2	1	
		教育制度概論 (小)	2	2	
第 4 欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義と編成 (小)	1	2	
		国語科指導法	2	1	書写を含む
		社会科指導法	2	2	
		算数科指導法	2	1	
		理科指導法	2	2	
		生活科指導法	2	2	
		音楽科指導法	2	2	
		図画工作科指導法	2	1	
		家庭科指導法	2	3	
		体育科指導法	2	3	
		道德教育の理論と実践 (小)	2	1	
		特別活動の理論と実践 (小)	2	3	
		教育方法の理論と実践 (小)	2	3	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 (小)	2	3	
		教育相談 (小)	2	2	
第 5 欄	教育実習	教育実習 (小)	5	3	事前事後の指導 1 単位を含む
第 6 欄	教職実践演習	教職実践演習 (小)	2	4	
合 計			44		

- (1) 「教職に関する科目」は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
 - (2) 第 5 欄の「教育実習(小)」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導 1 単位を含む。
 - (3) 「教職実践演習(小)」は、原則として 4 年次秋学期に開講する。
- 2 教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の履修方法は、表 10 に定める。必修、選択の別は卒業要件による。

表 10 教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

	免許法施行規則に定める科目	本コースで定める最低修得単位数	本コース開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科に関する科目	国語(書写を含む。)	18	国語	2	○		1	
	社会		社会	2	○		2	
	算数		算数	2	○		1	
	理科		理科	2	○		2	
	生活		生活	2	○		2	
	音楽		音楽	2	○		2	
			音楽実技演習 A	2		○	3	
			音楽実技演習 B	2		○	3	
	図画工作		図画工作	2	○		1	
	家庭		家庭	2	○		3	
体育	体育	2	○		3			
教科又は教職に関する科目		2	小学校英語教育実践	2	○		3	
			総合実習 A (インターンシップ)	2		○	1	
			総合実習 B (インターンシップ)	2		○	1	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法		憲法	4	○		3	
	体育		スポーツ健康科学	2	○		3	
	外国語コミュニケーション		LgD: Argument & Persuasion II (Presentations)	2	○		2	
	情報機器の操作		情報機器実習	2	○		1	

(「教育実習」履修要件)

第 83 条 「教育実習」は、2 年次終了時点で、次の各号の要件をすべて充足した者に 3 年次に履修を認める。

- (1) 3 年次への進級要件を充足していること。
- (2) 教職専門科目を 8 単位以上修得していること。
- (3) 初等教科専門科目の必修科目のうち、8 単位以上を修得していること。
- (4) 初等教科教育法科目のうち、8 単位以上を修得していること。
- (5) 2 年次に実施する教育実習ガイダンスにすべて出席していること。

2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判定した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 84 条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。